

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第五十四号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

別表第一の五の項中「被保護者又はその相続人」を「被保護者の相続人」に改め、同表中六の項及び七の項を削り、八の項を六の項とし、九の項から二十七の項までを二項ずつ繰り上げ、二十八の項から三十一の項までを削り、三十二の項を二十六の項とし、三十三の項から三十六の項までを六項ずつ繰り上げ、同表三十七の項中「入居者（入居者であった者を含む。以下この号において同じ。）若しくはその相続人」を「入居者であった者若しくは入居者（入居者であった者を含む。以下この号において同じ。）の相続人」に改め、同項を三十一の項とし、同表中三十八の項を三十二の項とし、三十九の項から五十の項までを六項ずつ繰り上げ、五十一の項を削り、五十二の項を四十五の項とし、五十三の項を四十六の項とする。

附 則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。